

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日等の業務について

このたび、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）」が公布・施行されたことに伴い、以下の日を業務規程第4条第1項第2項に基づく休業日といたします。

2019年4月30日（火）
5月 1日（水）
5月 2日（木）
10月22日（火）

なお、2018年11月20日付けで公表した「2019年商品別日程一覧表」（http://www.ode.or.jp/news/181120_gyomu_nittei.pdf）につきましては、先述の法案成立を前提として作成、公表しており、当該表の日程に変更はありません。

また、先述の休業日により、本所は2019年4月27日から同年5月6日まで10日連続の休業日となりますので、この旨申し添えます。

以上

（参考…業務規程抜粋）

（休業日）

第4条 本所は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末1日間及び年首3日間

2・3 （略）